

# 海外直接投資は脅威になり得るのか

## —欧州の対内投資規制制度を例に—

礪波 亜希

### はじめに

2018年8月、米国で国防授權法、外国投資リスク審査近代化法、輸出管理改革法の3つの法律が成立した。特筆すべきはこの3つともに技術と安全保障をめぐる側面が含まれていたことである。国防授權法（National Defense Authorization Act）は次年会計年度の国防予算の大枠を決める法だが、2019年度については総額7,170億ドル（約79兆円）となり、国防費の増強のほか、中国の通信機器大手、中興通迅（ZTE）及び華為技術（ファーウェイ）<sup>(1)</sup>との契約を米政府に禁じる規定が織り込まれた。外国投資リスク審査近代化法（The Foreign Investment Risk Review Modernization Act, FIRRMA）は、外国企業の対米投資を審査する外国投資委員会（The Committee on Foreign Investment in the United States, CFIUS）の権限を強化する法律である。CFIUSは米政府内の委員会で、外国企業による米企業の買収が米国の安全保障に脅威を及ぼすか否か、案件ごとに審査を実施する。FIRRMAにより、CFIUSの審査対象の拡大、審査期間の延長、宣誓制度の新設、審査手数料の導入、および同盟国や州政府など他の政府機関との情報共有が定められた。輸出管理改革法（Export Control Reform Act of 2018, ECRA）はFIRRMAの一部で、米国の安全保障上の理由から、「米国は、イノベーションにとって不可欠な基盤的技術を含む、科学、技術、エンジニアリングおよび製造セクター分野でのリーダーシップを維持せねばならず、米国の内外を問わず外国人への不正な技術移転を禁止し、米国の技術的優位性を守ること」としている。

米国での法律成立に前後して、いわゆる西側諸国である欧州（ドイツ、英国、フランス、EU（European Union, 欧州連合））や豪州でも外国企業による投資

に対する取り組みが強化されている。日本でも、既に外国為替及び外国貿易法（外為法）に基づき国の安全や公の秩序などの観点から、必要な業種を対象に外国人投資家等に事前届出が義務づけられているが、2017年に改正が行われ、事前審査の対象業種が拡大、買収後の是正措置の強化、外国投資家間の非上場株式の売買が規制対象に追加されるなど、技術流出が懸念される外国投資家による買収への取り組みが厳しくなっている。

こうした新たな政策の背景には、投資や買収をつうじた中国等への技術流出や知的財産権などの不正取得が広がり、流出元である西側先進諸国の技術競争力が低下している（低下しかねない）という懸念がある。さらに、科学技術は当該国の国際競争力を強化するために重要な原動力であり、したがって技術競争力が低下することは即ちその国の国際競争力も低下するという暗黙の了解がある。「国際競争力」には様々な定義があるが、一般に、当該国が長期的な経済成長と繁栄をなし得るために必要ないくつかの要素（例えば制度、インフラ、教育、市場の効率性、イノベーションなど）で構成される、国際市場での競争に参加する際により優位な立場に立つための「力」と理解されている<sup>(2)</sup>。したがって、先に述べた西側先進諸国における技術流出に関する投資規制政策は、昨今、これらの国々で投資や買収などを通じた外国への技術流出が進み、これにより技術競争力が低下し（もしくは低下の可能性があり）、これが当該国の国際競争力の低下、ひいては長期的な経済成長と繁栄の達成可能性に対する悪影響となる、すなわち当該国の安全保障上問題であるという論理で説明がなされる。

他方、投資を研究対象として扱ってきた既存の学問領域（例えば国際経営学、国際経済学、国際政治経済学、開発学など）においては、必ずしも投資と安全保障、とりわけ技術流出については十分に議論がなされてきたとはいえない。後述するとおり、経済成長の達成を主目的とする学問領域においては、外国投資は一般に促進されるべきものであり、いかなる理由であれ制限することは経済成長の阻害要因として批判的となってきた。こうした背景で、本稿では、技術と安全保障をめぐる諸問題の一例として技術流出に焦点をあてた投資規制制度を検討する。具体的には、第1に、外国投資（海外直接投資、FDI）の理論的位置づけを主な先行研究のレビューをつうじて明らかにする。第2に、先行研究レビューから明らかになった投資技術および安全保障の関係を基に、本稿の分析枠組みを提示する。第3に、事例分析として、EUの投資審査制度を検討する。最後に、事例分析の結果を参照しつつ、理論的および日本にとっての政策的含意を示す。

## 1. 海外直接投資の理論的位置づけ

本稿で扱う投資は、海外直接投資を指す。海外直接投資の定義は様々存在するが、本稿が分析対象とする欧州では、欧州委員会によって「ビジネスの設立および買収をつうじた第3国の企業ないし個人による投資」と定義されている。国際政治経済学者のオブライアン＝ウィリアムス（O'Brien & Willams）は、海外直接投資を「投資国の外で行われる投資で、譲渡された資源の管理権が投資家に留まるもの」として、当該ビジネスの管理権が外国の投資家に渡る点を強調している<sup>(3)</sup>。なお日本では、外為法第23条第2項において「居住者による外国法令に基づいて設立された法人の発行に係る証券の取得若しくは当該法人に対する金銭の貸付けであって、当該法人との間に永続的な経済関係を樹立するために行われるものとして政令で定めるもの又は外国における支店、工場その他の事業所（以下「支店等」という）の設置若しくは拡張に係る資金の支払」と定義され、より詳細に外国企業法人と日本の投資受け手側企業の関係が「永続的」に継続するという点が盛り込まれている。

海外直接投資はこれまで、世界経済において多国籍企業が重要なプレイヤーとして台頭していくという時代的文脈の下で検討されてきた。海外直接投資に対する基本的な前提は、多国籍企業が外国に投資を行うと、経済が成長し、技術や経営に関する知識も伝搬し、資本供給などに対して正の影響があるとする見方である<sup>(4)</sup>。国際投資に関する近年の傾向として、二国間投資協定の増加がある。二国間投資協定は「二国間でそれぞれの国から自国に対して行われる投資の促進と保護に関して設定される協定」<sup>(5)</sup>であるが、こうした取り組みの前提にも、第1に、国際投資は富を増大させる、第2に、所有権を保障することで投資が促進される、という、国際投資は増やすものであって減らすべきものではないという共通認識がある<sup>(6)</sup>。実際日本についても、近年の経常黒字額の増加は日本企業が海外企業に経営参加・支配のために株式などを保有する直接投資から得る利益によるものであり、2016年度は7兆4,573億円と2007年度の2.1倍となった<sup>(7)</sup>。

しかしながら、なぜ企業はわざわざ外国に対して投資を行うのであろうか。海外投資研究の先駆者で、国際経済学者であるジョン・ダニング（John Dunning）によれば、多国籍企業は自社が所有（ownership）、立地（location）、内部化（internalization）の3点において優位であると判断した際に海外投資を行う（ダニングの折衷理論<sup>(8)</sup>）。所有の優位とは、企業が内部に保持する知識、技能、能力、物理的な資産、関係性がもたらす競争優位の程度で、立地の優位とは、参入する国や地域が保持する、生産国または消費国としての相対的な優

位性（その国の天然資源、人的資源、市場の魅力度など）、内部化の優位とは海外の生産設置、販売物流網、その他の付加価値創造のプロセスを、外部から組織の内部に取り込むことで得られる優位性を指す<sup>(9)</sup>。

またダニングは、海外直接投資行動の動機として、資源追求（resource seeking）、市場追求（market seeking）、効率追求（efficiency seeking）、戦略資産追及（strategic asset seeking）の4点を挙げている<sup>(10)</sup>。資源追求は、ホーム国では入手できない特定の資源（天然資源や原料など）や、入手可能であっても高価な資源（低技能で安価な人材など）の獲得を指す。市場追求は、海外市場から利益を得るため、外国に生産拠点を立ち上げた供給業者もしくは顧客を追って、地元のニーズや嗜好に合わせて製品を適応させるため、遠方から当該市場に対応するためのコストを避けるため、競合企業による市場参入を妨害するため、などの理由である。効率追求とは、土地、労働力、資本、起業家の入手可能性や費用における違いを利用できる場合、もしくは規模の経済性、顧客の嗜好、供給能力を活用できるケースを指す。戦略資産の追及とは、既存資産ではなく、新規の技術基盤が獲得できる場合等である<sup>(11)</sup>。

一方、多国籍企業理論に基づく説明は、中国のような途上国企業による海外直接投資を説明するには不十分であるという指摘もなされている。王はハイアール社の例を用いて、必ずしも優位性を持たない中国企業が先進国に進出する動機は、技術・ノウハウなどの戦略的資産を獲得することであると主張した<sup>(12)</sup>。優位性を獲得するため、もしくはすでに所持しているある種の競争優位性（生産能力やグローバル調達能力など）にさらに戦略的資産を追加するため海外へ進出する。

以上のように、多国籍企業論とくくられる分野での海外直接投資の既存研究では「なぜ企業が海外直接投資を行うのか」という投資側の事情の説明を試みる研究が主であった。他方、マクロ経済学や開発経済学では、投資受入側（ホスト国）における海外直接投資の経済的便益が検討されてきた。1990年代後半から2000年代初頭の議論では、海外直接投資を受け入れることは、国籍を問わずより生産性の高い企業が増えることであり、受入国側の経済が発展するという説明がなされている。投資受け入れの直接的な利益としては、市場をつうじて、より生産性の高い企業に資源が再分配され<sup>(13)</sup>、間接的には、外国企業から国内企業に知識および技術が伝搬する<sup>(14)</sup>。したがって、新古典派経済学などに由来するリベラリズムの見地に基づくと、外国投資は一般に促進されるべきものであり、いかなる理由であれ制限することは経済成長を阻害すると見なされる。

とはいえ近年の実証分析によれば、必ずしも全ての海外直接投資受け入れ事

例がホスト国にとって有益とは限らず、正の効果をもたらすか否かは条件に依存する。例えば、海外直接投資は既に高学歴の労働人口が存在する国でのみ正の影響をもたらす<sup>(15)</sup>。もしくは、セクターや業界いかんであったり、従業員に技術要件を求めるなど「質の高い」海外直接投資のみが経済成長に正の影響を与える<sup>(16)</sup>。また、海外直接投資を行う側（ホーム国）によっても効果が異なることも指摘され始めている。アレッシ・シュウ（Alessi & Xu）は、中国企業によるアフリカ地域のインフラ・石油・ガス・鉱物資源等の開発事業に対する投資は、現地の労働力ではなく中国からの移民を雇用するため、ホスト国に必ずしも正の効果をもたらさないとした<sup>(17)</sup>。

海外直接投資のホスト国側への影響については、古くは多国籍企業論においても、年月を経るうち多国籍企業（投資側）とホスト国政府の関係が変化することがヴァーノン（Vernon）によって指摘されている（「取引力衰退モデル（obsoleting bargain model）」<sup>(18)</sup>）。1970年代当時、多国籍企業の資源部門の子会社が途上国側政府に収用・国有化された事例や、ホスト国にある資産を人質に取られるような形で多国籍企業側がホスト国に対して徐々に影響力を失っていったことが背景にあったとされる。

こうした中、エデンら（Eden et al.）は「取引力衰退モデル」を現代的な文脈で拡張し、「政治取引モデル（political bargaining model）」を提唱した<sup>(19)</sup>。すなわち、多国籍企業と国家は当該企業ないし業界に影響を及ぼす政策について政治的取引を行う。ロビイングなどを含む両者間の交渉において、多国籍企業は正当性やより高い経済収益性を求めて有利な政策を獲得するため、技術など多国籍企業自身の物理的な場所に制限されない資源を提供する。ホスト国政府は、土地などの物理的な場所に制限される資源を提供する。双方の資源に対する評価額が見込み取引力を決定する。政策交渉の最終的な結果は、実際の取引力が大きい当事者に傾く。交渉の「勝者」はそれぞれの目標に最終結果が近かった方が「勝者」となる。このモデルが本稿の主題に関して示唆することは、多国籍企業がホスト国側の様々な政策に影響をもたらすということ、また、国家と多国籍（グローバル）企業の関係は政治的にも経済的にも複雑なものになったということである。

国際政治経済学では、貿易、生産、金融、労働が4つの柱で、投資を扱う既存研究は多くない。また安全保障論では、経済そのものが分野としてあまり優先度が高くなく、したがって投資の安全保障的位置づけを論じた研究も多くないのが現状である。国際関係論においては、ヴァーノンの主張に基づくような多国籍企業繁栄論に対し、特に現実主義者が、先進諸国の高度経済成長は1973年の石油危機を機に終わり、多国籍企業に有利な国際環境は失われ、各国政府

は自国企業の国際競争力を強化するため保護主義的政策を積極的にとるようになるだろうと主張した<sup>(20)</sup>。経済ナショナリスティックな観点に基づけば、国内市場を外国の競争から守ることは政府の役割であり、多国籍企業による対内投資は外国企業が参入することで地元企業が撤退を強いられる場合、その国の経済発展を損なうとされる。経済ナショナリスティックかつ保護主義的な政府の場合も、多国籍企業や国際貿易の自由化は類似の機会を地元産業から奪うため、その国の経済への脅威であるとみなす。また、純粋な投資ではないが、例えば開発援助や経済制裁は外交政策目標のために経済的手段を政治的に使う「経済的な国策 (economic statecraft)」の経済的手段としてしばしば用いられてきた<sup>(21)</sup>。

従属論も多国籍企業に対しては批判的で、主に先進国を本社所在国とする多国籍企業が途上国へ投資を行ったとしても、技術や経営のノウハウは途上国に必ずしも伝播されず、収奪が行われると指摘した<sup>(22)</sup>。しかしながら、国際関係論および国際政治経済論の範疇でいえば、投資と安全保障の問題は圧倒的に現実主義的な見方に基づく観点から議論される。

こうした背景で近年取り上げられるようになったのが、中国の「経済外交」である。中国の経済外交は日本の開発援助を受けていた際に学んだ手法といわれ、多額の融資を市場レートより低い相場で貸し付け、中国の機械、装備、建設サービスにヒモ付け、石油や他の資源で返済する<sup>(23)</sup>。ホスト国側はインフラ建設を歓迎するが、債務持続可能性 (デフォルトのリスク)、債務持続可能性の低さがもたらす中国への経済依存が問題視されている。中国の経済外交は、従来の欧米諸国や日本といった先進国のそれより「強制的 (coercive)」で外交政策目標に直結しているため、ホスト国側が抑止策を講じるのが困難だとされる<sup>(24)</sup>。このような中国の経済外交は、「債務外交」や「債務トラップ」と批判的となった。

## 2. 技術と安全保障

それでは、技術について国際関係論ではどのようにとらえているのであろうか。クリシュナ＝ヘンセル (Krishna-Hensel) によれば、国際関係論は歴史学以外の他学問 (考古学、経済学など) との連携が弱く、技術や産業の発展に関する知見が反映されてこなかった<sup>(25)</sup>。しかし既に石器時代から、道具の所持と使用が人間の社会・文化的発展を左右してきたのは紛れもない事実である。また、特定の技術 (ヘンセルは「技術とは、人間が作った道具、またその発明や使用法、およびその根底にある概念を表す用語」と定義する) に対する平等なアクセスの有無が、社会と文明の関係性に影響を及ぼしてきた。初期の人間社会に

においては、技術の発展とは必要最低限の生活や生存のためのものであったが、後にそれが武器や軍用利用という意味で重視されるようになる。例えば、都市国家の遺跡からは当時の人間社会においてすでに軍事的な調整がなされていたこと、また各社会間で争いがあったことが分かる。この時代において権力は、経済的な繁栄力およびより優れた武器や戦略を持つことによって得られる軍事力で構成されていた。

19世紀に産業革命が起き、農業、製造、生産を機械化することにより、工業化をなし得た国とそうでない国の生産性に大きな変化がもたらされ、国家権力と技術の関係が変化する。第2次大戦後の国際関係論では、産業基盤が分析要素のひとつとしてみなされるようになる。現実主義者は、工業生産を含む国家の能力とその国の国際関係に注目し<sup>(26)</sup>、例えばモーゲンソー（Morgenthau）は、自然資源の所有と管理能力が国家権力の必要かつ重要条件であるが、これらが国家の地位を独占的に決定するわけではないとした<sup>(27)</sup>。すなわち、工業化能力が大国であるか否かを決定する。また、近代においては戦争でも原子爆弾など技術が重要であったことから、国際システムの中においても国家が競争優位性を維持するためには、工業生産において優位であることが不可欠となった<sup>(28)</sup>。言い換えれば、産業成長率の低下は政治的権力の低下にもつながり、産業的な国際地位の上昇が政治的権力の強化にもつながる<sup>(29)</sup>。さらに科学技術に関する知識が国家の名声の指標になり、国家間の地位をも左右する<sup>(30)</sup>。ゆえに技術に限らず新技術を開発するための基盤となるイノベーションもまた、国家の富の源泉となる<sup>(31)</sup>。21世紀になって新たに現れたのが技術のなかでも通信技術と、これを支える衛星・インターネットインフラで、現代では各国の戦場すらサイバー空間へと移っている。

### 3. 技術、投資、安全保障の関係性

以上の海外直接投資や技術に関する先行研究から、いくつかの点が明らかになる。第1に、海外直接投資の研究は、冷戦終結後に経済のグローバル化が進み多国籍企業が台頭していくという現実を後追いする形で進んできた。ここでは、多国籍企業が外国に投資を行うと経済が成長し、知識も伝搬され、資本供給の状況も改善されるという海外直接投資の正の効果が前提とされている。第2に、企業は様々な理由で海外投資を行うが、資源・市場・効率・戦略資産の追及という目的に基づく。特に途上国出身の企業にとっては、競争優位性を得るための戦略的資産の獲得が重要な動機となる。第3に、投資受入国にとっては、海外直接投資の受け入れが自国の経済などに正の影響をもたらすことは可

能であるが、受入側の条件や投資国によって負の影響をもたらすことがある。第4に、従来はホスト国と多国籍企業の間には権力関係があり、ホスト国政府が多国籍企業に対して多大な影響を及ぼしうると考えられていたが、近年の実証研究によればホスト国政府と多国籍企業は互いに影響を及ぼし、時には政治的取引も厭わないような存在であり、権力関係として一概にまとめることは難しい複雑な関係性をはらんでいる。

国際政治経済のアクターとしての多国籍企業は、経済ナショナリスティックな観点に基づくと、ホスト国の地元産業から機会を奪う自国経済にとっての脅威であるので、安全保障上の問題と捉えられる。従属論においても多国籍企業は技術やノウハウの伝搬ではなく受入国から資産を収奪するので問題だと考えられる。こうした文脈で中国の近年の経済外交を見直すと、そもそも中国企業の投資理由が競争優位性を得るためという極めて戦略的な性格をもつもので、またその手法が強制的、収奪的、かつ中国政府の外交政策目標に直結しているため、多国籍企業論、経済学、国際関係論のいずれから見ても「問題の多い」形態の海外直接投資とみなされてしまう。

海外直接投資の中でも技術に関する投資は特別な側面をもつ。第2次大戦後の国際システム下では、競争優位性を維持するためには、工業生産において優れた能力を所持することが不可欠と考えられているためである。産業成長の程度が政治的権力の強弱にもつながり、科学技術に関する知識が国家の名声の指標となり国家間の地位を決定する。したがって、外国企業が特定の国の先進技術に対する投資を行い、この資源の管理権が外国企業に渡るとは、外国企業が当該国の政治的権力や名声の指標に影響を及ぼすことであり、ときに経済的な正の効果を超えて、とりわけ象徴的な意味で受入国にとっての脅威と捉えられる。

以上が技術に関する投資と安全保障の関連についての理論的理解である。次節からは欧州の投資審査制度を例に、このような理論的根拠が実際の政策としていかに具現化されているのか、具現化されていないならば欧州においては投資と安全保障の関係がいかに理解されているのかを検討していく。

#### 4. EU と対内・対外投資

1992年調印のマーストリヒト条約によって成立したEUは、2019年2月現在28の加盟国で構成される欧州の地域統合体である。EUでは、その前身EC（European Community、欧州共同体）が拡大、深化していく中で、通商、農業のほか、金融サービス、情報通信、運輸、エネルギー、保健・衛生、社会保

障、研究開発、環境分野など多くの分野で共通政策が実施され、制度・政策の調和がなされている。近年の EU の経済政策は、大きく分けて経済ガバナンスの強化、成長力の強化、金融の安定という 3 つのカテゴリーに分けられ<sup>(32)</sup>、外国からの海外直接投資受け入れも成長力強化政策の一環として推進されてきた。EU によれば「第 3 国からの直接投資は成長と雇用の源」であり<sup>(33)</sup>、EU はストック・フローともに投資元、受け入れ側としても世界最大の投資主体となっている<sup>(34)</sup>。

EU の対外投資の規模は 6.9 兆ユーロ（約 905 兆円）で、EU が一年で創出する富の 46% に相当する<sup>(35)</sup>。外国から EU への投資は 5.4 兆ユーロ（約 708 兆円）相当で、年間で創出する富の 36% に値するほか、760 万人の域内雇用、欧州内の研究、イノベーション、競争促進のための資本・技術がもたらされたとされる<sup>(36)</sup>。

EU の投資政策の文脈で無視できないのが、2008 年リーマンショック以降欧州が直面している経済停滞である。EU の共通通貨であるユーロは 2006 年半ばから 2008 年半ばまでユーロ・バブルと称されるほどの対米ドル高値を記録したが、2008 年 9 月のリーマンショック発生とともにバブルが崩壊した。結果、欧州の金融機関が経営危機に陥り、欧州短期金融市場の機能不全などの金融危機が発生した。2010 年 10 月にはギリシャ政府による財政統計粉飾が明らかになり、債務不履行（デフォルト）が懸念され、欧州ソブリン危機へとつながった<sup>(37)</sup>。

欧州ソブリン危機は、EU のなかでもユーロ圏と非ユーロ圏に対して異なる影響をもたらした。経済危機に陥った国は、ユーロの導入以前であれば為替レートの切り下げにより競争力を回復し、輸出主導型の経済成長路線をとることで危機を脱するという施策が可能であった。しかし、共通通貨を導入した国においてはこのような独自の為替政策がとれず、欧州ソブリン危機の場合、特に南欧諸国が中々不況から逸脱できないという事態に陥った<sup>(38)</sup>。他方、南欧・東欧諸国に比して供給サイドが十分な競争力をそなえていたドイツは、ユーロ圏ではあるもののユーロ安を逆にとり、中国やロシアなど成長の著しい新興国との貿易を拡大することで経済を改善させた。ユーロ圏の主要 4 カ国（ドイツ、フランス、イタリア、スペイン）のうち、ドイツは輸出入ともにユーロ圏外依存度が著しく高く、2011 年には域外輸出依存度が 32% 程度、域外輸入依存度が 28% 程度にまで達している<sup>(39)</sup>。フランス、イタリア、スペインにおいても、ドイツほどではないがいずれも 1999 年～2011 年にかけて徐々に域外依存度が高まったが、特にドイツは EU 域内でもユーロ圏外の新興国であるポーランドやチェコ、EU 域外では中国との貿易を増加させた<sup>(40)</sup>。

こうした中、2014年2月～3月にロシアがクリミア・セヴァストポリを編入し、クリミア危機が発生、EUとロシアの関係が悪化する。2014年7月31日には、ロシアの金融、エネルギー、防衛産業のEU市場へのアクセス制限や、軍事・非軍事双方の目的で併用可能な「デュアル・ユース（二重用途）品目」の取引制限などを含む経済制裁が導入された。2018年7月には、ウクライナ東部の情勢をめぐって「ミンスク合意」の履行状況が不完全と判断し、6回目の措置が延長された。このような背景で、中国はEU域外の有望な貿易、投資相手として見なされていき、また中国の1999年以來の積極的な海外投資戦略「走出去」とも相まって、EUと中国の関係は「相思相愛」となっていく。その関係はいみじくも「EUと中国は世界最大の貿易パートナー」と称されるものになっていった<sup>(41)</sup>。

## 5. 対内投資審査制度への前段階

通商上の相手としては中国に好意的な姿勢をとってきた欧州諸国であったが、安全保障面については国家によるインテリジェンス活動に長い歴史をもつ英国が先駆して、対中懸念が徐々に共有されていく。しかしながら、中国との貿易をつうじて欧州経済の立て直しを図る財界や政治家と、安全保障の専門家コミュニティの危機意識にはかなりの差があり、2018年に米国で国防授權法、外国投資リスク審査近代化法、輸出管理改革法の3つの法律が成立するなど中国を念頭に置いた各種制度変更がなされるまで、経済面の目標が安全保障面の懸念より優先されてきた。

中国企業にとって欧州は、他の発展途上国で得た海外直接投資の経験を生かし、景気悪化傾向にある先進国に進出していくための足がかり、もしくは試金石としてとらえていた<sup>(42)</sup>。特に英国においては、言語や人材、英国政府の自由貿易推進政策などを理由に他の欧州諸国に先駆けて多くの中国企業が進出しており、華為技術も2001年にはロンドンに最初の事務所を設立している<sup>(43)</sup>。2005年12月には、英国旧国営通信企業であるBT（旧 British Telecom、ブリティッシュテレコム）が華為技術をトランスミッション機器のベンダーに指定したが、翌2006年1月には当時の安全保障・インテリジェンス調整官（内閣官房副長官相当）がBTの要請に基づいて華為技術による作業のモニタリングを行うことを内務大臣に通報している。これが英国における中国企業による投資（特に重要インフラに対する技術投資に関するもの）に対する懸念で最初の事例となった<sup>(44)</sup>。

その後、あからさまに特定の中国企業を敵対視するようなジェスチャーを示

して外交問題化させることを回避しつつ、技術面でのセキュリティを担保するための折衷案として、2010年に政府下に華為サイバーセキュリティ評価センター（Huawei Cyber Security Evaluation Center, HCSEC）が設立された。同センターは華為技術が資金を拠出し、英国のセキュリティ・クリアランスを通った人員が勤務するという設計になっている。

このように、英国の情報機関は一貫して中国企業の通信機器を使用することのリスクについて警鐘を鳴らしていたが、2008年の金融危機、およびその後の英国国内の緊縮財政政策という背景の下、2016年5月に対中関係改善と対英国投資促進を目指したオズボーン財務大臣（デーヴィッド・キャメロン内閣、2010年～2016年）の政治的イニシアチブで、華為技術の対英投資（130億英ポンド相当）が合意された。しかし、翌6月にEU離脱に関する国民投票が行われ、キャメロン内閣が解散、同内閣で内務大臣を勤めたテリーザ・メイが首相に就任すると、中国企業に対する風向きが変わっていった。英国は、歴史的に安全保障、防衛面で米国との協力関係が強く、インテリジェンス情報についても米英を中心として、カナダ、豪州、ニュージーランドによるインテリジェンス協力の枠組みである「ファイブ・アイズ」の筆頭であり、中国企業による技術投資について米国に近い立場を取ってきた。2018年2月に米国の各種情報機関の機関長が上院インテリジェンス委員会でZTEや華為技術の携帯電話の使用について懸念を表明するなど、中国ハイテク企業に対する懸念が強まったことに呼応するように、同年4月には、英国国立サイバーセキュリティセンター（National Cyber Security Centre, NCSC）がZTEの機器を使用することの危険性について情報通信企業に向けて警告を発出している。2018年7月には、HCSECの第4次年次報告書が発表され、華為技術の製品製作過程に技術的な問題があり、英国の安全保障に対して脅威となるリスクが指摘された。

他方で英国には、米国のCFIUSに相当する外国企業による対内投資に対する審査を一括で担う機関は存在しない。そのため2017年10月に広く国民に対するヒアリングが行われ、2018年6月には2002年企業法が改正、企業合併の際は軍事・デュアルユース関連および先進技術関連の中小企業も審査対象になることが追加された。これにより、対象企業の総売上が100万英ポンド（改正前は7000万英ポンド）もしくは対象セクターのモノ・サービスの25%以上の株式を保持・買収した場合、英国政府が当該の投資・買収に対して介入することが可能になった<sup>(45)</sup>。

欧州では、通信施設をはじめとする重要インフラへの外国企業（特に中国企業）による投資に対し、各国でそれぞれ個別の施策がとられてきた。これは欧州各国の安全保障と経済・通商のあり方の関係に対する「感度」の違いが影響

していた<sup>(46)</sup>。その一方で 2017 年以降 EU 全体に適用される投資審査制度が急速に議論されるようになったのには、EU の中で中心的役割を果たしてきたドイツや、欧州域内で地政学的重要性の高い中・東欧諸国への中国投資の増加が大きな原因となった。

ドイツでは、ベルリンに本拠を置くメルカトル中国問題研究所 (MERICS) が 2017 年 1 月に対欧州中国投資に関する調査報告を発表し、2016 年の中国対外投資が 2,000 億米ドルに達し、とりわけ EU に対しては直接投資額が大幅に増加 (350 億ユーロ (約 4.6 兆円))、前年比 77% 増となったことを指摘した<sup>(47)</sup>。同時に中国企業の投資先が従来と異なり、技術や先進的製造資産が急増したことに警鐘を鳴らした。中国企業は主に欧州の主要経済 (英仏独) に投資を行ったものの、2016 年にはドイツが対欧州中国投資額の最大を占め (110 億ユーロ (約 1.44 兆円、全欧州の 31%))、中国の対独投資額がドイツの対中投資額を上回ったとした。特に同研究所が問題視したのが、次の 4 件の買収で、これをきっかけにドイツ産業の中核的な技術が中国に譲渡されることの長期的なリスクが議論され始めた。①美的集団 (家電メーカー・グループ) による産業用ロボットメーカー KUKA 買収 (44 億ユーロ)。KUKA は世界四大産業用ロボットメーカーの一社で、欧米各国で軍需向けロボットも提供している。美的集団の傘下に入った後は、中国での生産能力を 4 倍に拡大する計画を発表した。②北京ホールディングス (北京控股) による EEW エナジー (ゴミ焼却・エネルギー生成企業) (14 億ユーロ) 買収。③中国投資 (CIC) によるドイツ不動産グループ GBP 買収 (10 億ユーロ)。④中国化工集団による産業機械メーカー Kraussmafeier グループ買収 (9.25 億ユーロ)。2016 年 12 月には福建芯片投資基金 (Fujian Grand Chip Investment Fund) による Aixtron (半導体製造装置メーカー) の買収が、窒化ガリウム技術の流出および軍事転用懸念という CIFIUS の審査結果に基づき、米国によって阻止された<sup>(48)</sup>。当時、ドイツでは軍との直接的な繋がりが明らかでない限り外国企業による買収の登録は不要であったため、米国と同レベルの審査制度がドイツでも必要であるとの議論に繋がった<sup>(49)</sup>。

なお、欧州への中国投資の増加には、先に挙げた「走出去」に加え、中国主導の広域経済構想「一帯一路」の最終到達地点が欧州であることも関係している。中国は 2012 年から中・東欧 16 カ国との協力体制「16+1 協力」を開始、以降毎年「16+1 サミット」を開催している。これらの 16 カ国の共通点は、ロシアと西欧の間という戦略的に重要な位置にありながら、政治・経済的には脆弱な傾向がみられることである。また 16 カ国のうち 11 カ国が EU 加盟国である。したがって中国にとって中・東欧は、「一帯一路」における戦略的位置にあるほか、高技能で安価な労働力源、開かれた貿易・投資環境であり、欧州参入

の新たなエントリーポイントとして目されている<sup>(50)</sup>。2016年ラトビア・リガで開催された同サミットでは、李克強首相によって100億ユーロ(約1.3兆円)のインフラ、および生産能力向上事業に対する投資基金が設置された。

16カ国のうち、とりわけポーランド、チェコ、ハンガリーの3カ国が中国の投資を通じて経済的恩恵を享受したとされる。かつてのユーゴスラビアの中央に位置し、EU未加盟の候補国であるセルビアは、近年の中国の積極的な対セルビア外交について「中国はセルビア外交の第4の柱」とするほどに至っている<sup>(51)</sup>。EUのやり方に不満をもつ中・東欧諸国の(特に非リベラルな)指導者は、中国もしくは「一帯一路」をEUの代替案として見なしているという<sup>(52)</sup>。欧州の西側主要国は、これらの中・東欧諸国の対中国投資協定はEUガイドラインを満たさない(もしくは損なう)可能性を指摘し、中国投資が「債務トラップ」になる可能性も捨てきれず、中国が「16+1」を使って16カ国内もしくは欧州全体の「分割統治(divide and rule)」を試みているのではと懸念している<sup>(53)</sup>。現にEU加盟候補国、NATO加盟国であるモンテネグロは、83億ユーロ相当の山岳高速道路の建設のため中国からGDPの21%に相当する巨額融資を受けており、債務返済不可能に陥りハンバントタ港を中国国有企業へ引き渡したスリランカの二の舞を演じるのではと問題視されている。経済的関係は政治的関係にも影響を及ぼし、2016年7月、南シナ海での中国の海洋進出に関し国連海洋法条約に基づくオランダ・ハーグの仲裁裁判所が、中国が主権を主張する独自の境界線「九段線」に国際法上の根拠がないと認定した件について、EUによる声明には中国への直接的言及が含まれていなかった。これにはギリシャ、ハンガリーの反対があったためという<sup>(54)</sup>。

## 6. EU対内投資審査制度の検討

2017年9月、EUの政策執行機関である欧州委員会から海外直接投資に対する審査枠組み設立の提案が提出された<sup>(55)</sup>。提案では、審査手続きが必要な理由として次のように述べられている(筆者訳)。

EUは世界で最も魅力的な海外直接投資先であり続けたいが、例外的に外国投資が問題になることがある。これは、外国投資家が、企業活動が[欧州の]重要技術・インフラ・機器・機微な情報に対して悪影響をもたらしかねない欧州の事業を支配しようとしたり、影響を及ぼしたりしようとする場合である。いくつかの例では、こうした外国投資家を第3国の政府が保有・管理しているケースもみられる。[中略]このような企業買収は、

これらの資産を EU の技術的優位性のみならず、安全保障や公的秩序に損害を与えるために使用することを当該国家に許すことになる。

以上を本稿第 3 節で述べた技術投資と安全保障についての理解に比較すると、投資家である外国企業と投資受け入れ側の EU の関係は、一概に権力関係とはいえないような複雑な関係というよりも、あたかも外国企業の方が EU に対して一方的に権力関係を所持するかのような書きぶりである。しかし、EU にとって外国投資が問題となるのは、地元産業保護のためでも、資産の収奪でもなく「欧州の技術・インフラ・機器・機微な情報に対して悪影響をもたらす」場合である。これは、技術や工業生産を行う能力が政治的権力や国家の名声の指標となるという考えに依拠し、外国企業が欧州の先進技術に対する投資を行い、この資源の管理権が外国企業に渡るとは、外国企業が EU の政治的権力や名声に影響を及ぼすことであり、とりわけ象徴的な意味で安全保障上の脅威として見なされている。またこの短い文章が示唆することは、既存研究では必ずしも想定されていなかった、技術流出および流入の問題と、第 3 国の政府が投資家である外国企業を保有・管理している場合である<sup>(56)</sup>。すなわち特定の国家が、国営・公営企業による投資という行為を通じて、EU の地域共同体としての政治的権力や名声を低下させたり、公的秩序を混乱させたりする可能性が安全保障上の問題としてとらえられている。

なお実務的な投資審査の手続きは以下が提案された。

- (1) 加盟国が投資検査を行う
- (2) 加盟国が欧州委員会および他の加盟国に報告
- (3) 欧州委員会および他の加盟国が追加情報を要請
- (4) 加盟国が追加情報を共有
- (5) 他の加盟国がコメントを発表。欧州委員会が意見表明
- (6) 加盟国はコメントおよび意見を考慮に入れる
- (7) 加盟国が決定を下す

これを受けて 2018 年 2 月には、独仏伊の経済・産業大臣が投資審査制度を要請する書簡を欧州委員会に提出した<sup>(57)</sup>。書簡は中国を名指ししてはいないものの、非 EU 投資家が欧州の技術を買収することの問題性に加え、欧州企業が当該諸国に投資する場合は障壁が存在し、相互参入条件が平等でないことが論点として追加された。続いて 6 月には、加盟国の EU 大使一同が欧州委員会の投資審査提案の立場に同意、欧州議会との議論を早急に開始するよう議長国(当時ブルガリア)に要求した。

同年 7 月には、第 1 回欧州議会、欧州委員会、欧州連合理事会(閣僚理事会)

の会談が実施され、11月20日、EUの投資審査枠組みとして三者間で合意に至った<sup>(58)</sup>。審査枠組みの概要として、

- ・加盟国と欧州委員会が情報を共有し、特定の懸念材料を提起することを可能にする協力制度を設立。
- ・複数の加盟国や、科学技術・イノベーション政策であるホライズン2020、欧州版GPSであるガリレオといったEU全体に関わる事業やプログラムに対して影響を及ぼすような投資については、欧州委員会が意見書を発することが可能。
- ・経験、ベスト・プラクティス、投資傾向に関する情報の共有など、投資審査政策における国際協力を奨励。
- ・国家安全保障は加盟国の責任である<sup>(59)</sup>。EUは各加盟国が既存の審査枠組みを維持し、新規に採用し、もしくは審査枠組みを持たないことに関与しない（現在14カ国の加盟国が審査枠組みを設置済）。
- ・特定の事業が加盟国の領土において許可されるべきか否かは各加盟国が最終決定権を持つ。
- ・企業経営の妨げにならないような短期間かつ厳格な秘密保持条件の下で審査を行う必要性を考慮する。

12月11日、上記の合意を欧州議会の国際貿易委員会が承認、今後、欧州議会と欧州連合理事会が承認手続きを終え次第、上記の審査制度が実施されることになる。

最終的なEUの投資審査制度の内容からは、国際政治経済でEUの置かれた微妙な立場や、EU各国の海外直接投資をめぐるポリティクスが透けてみえる。すなわちEUとしては、自由貿易の推進という意味では自国第一的な米国とは一線を画したいものの、技術安全保障の面では国際協力枠組みの筆頭である米国や英国に方針を近づけたいというジレンマがある。特に中国との関係については、近年の欧州経済の停滞を脱却するための手立てとして輸出を増やすことはあっても減少させたくはないのが本音であろう。中国との投資協定の対話が2013年以来継続して行われていることも興味深い<sup>(60)</sup>。

EUの役割や中国との関係について欧州各国で温度差があることは先述のとおりだが、今般の投資審査枠組みは加盟国間の異なる関心に配慮した形となっている。中・東欧諸国は中国からの投資受け入れに積極的であるのに対し、西欧諸国は慎重もしくは懐疑的であり、欧州経済危機以降の景気回復が順調である北部欧州に対し、失業率の上昇などに苦しむ南欧諸国では、外国からの投資が求められる度合いも異なっている。現にイタリアは、2018年2月の経済・産業大臣による審査枠組み要求書簡をドイツ、フランスと合同で発出するなど、

中国企業による投資に対しより強く EU が介入することを望んでいたが、3月に総選挙が行われ6月に反体制派政党「五つ星運動」と右派政党「同盟」が閣僚を占めるポピュリスト政権が誕生すると、中国に対してもより親和的な立場をとるようになった。2018年10月、イタリアが中国との鉄道、航空、宇宙、文化分野における「一帯一路」協力の基本合意書を検討しはじめたとの報道があったことは、その一例である<sup>(61)</sup>。

EU の投資審査制度制定においては、議論の端緒は英国やドイツなど欧州の技術先進国の脅威認識であったが、実際の審査制度の内容は、具体的な先端技術が第三国（中国）に流出ないし流入することを想定した審査（投資制限）手続きについては各国に任せ、EU 全体としては主に情報共有を促進し、インテリジェンス情報の不足や、自国の財政を理由に中国の投資を安易に受ける傾向がある中・東欧や南欧の「EU 劣等生」をすくい上げ、象徴的な安全保障面の脅威、すなわち EU 全体の国際的名声の低下、もしくは中国の「債務トラップ」を未然に防ぐようなものとなっている。中国からの投資をやみくもに規制するのではなく、当該加盟国がなぜ中国の投資を受けざるを得ないのかという、やや従属論的ではあるが政治経済的な側面に注目した EU の施策は、技術流入という安全保障面の懸念が示されているインフラ建設分野で既に実施されている。2018年9月20日にモグリーニ欧州副委員長兼 EU 外務・安全保障政策上級代表、ブルク欧州委運輸コミッショナーによって発表された「サステナブル・コネクティビティ」（The European way to connectivity）は、「持続可能、包括的でルールに基づくコネクティビティ」とされ、一帯一路の代替案として欧州をアジア地域に繋げるためのインフラ計画として提示された<sup>(62)</sup>。

## おわりに

本稿では、技術と安全保障をめぐる諸問題の一例として、技術流出に焦点をあてた投資規制制度を検討した。既存研究をレビューし、対技術投資は、国の先進技術という資源の管理権が外国企業に渡ることによって外国企業が受入国の政治的権力や名声に影響を及ぼすという、とりわけ象徴的な意味での脅威とみなされることが分かった。EU の投資審査制度の形成過程を検討した結果、EU にとっても外国からの投資が問題になるのは「欧州の技術・インフラ・機器・機微な情報に対して悪影響をもたらす」ためという象徴的な意味での脅威として認識していた。実際の審査制度では、EU が各加盟国に対して行使しうる権限は小さい。EU の役割は、域内の政治的・経済的権力関係に配慮し、より弱い立場に置かれた EU 加盟国に対する情報共有や代替案の提示という程度に留

まっている。これは、EU において国家安全保障は加盟国各自の責任であると規定されているため、経済（市場）という原則的に国境のない概念と安全保障という国境に基づく概念が交わる現象の難しさを浮き彫りにした。

また EU の投資審査枠組み例からは、既存研究では必ずしも想定されていなかった技術流入、および「投資家である外国企業が第 3 国の政府によって保有・管理されているケース」が発生していることが判明した。現代においては、特定の国家が国営・公営企業による投資という行為を通じて地域共同体や国家の名声を低下させたり、公的秩序を攪乱したりする可能性が、安全保障上の脅威として理解されている。

以上から導き出される理論的含意としては、投資の政治的・経済的影響の再検討が必至という点である。外国投資の量、質、投資協定の有無、投資者に付与される権利、投資国・受け取り国の違い、対象企業の違いなど、詳細な検討が必要であろう。さらに、国際関係論において技術の役割に関する議論を深化させる必要がある。先述のとおり技術流出は国家の安全保障上の問題として認識されるが、昨今の技術開発やイノベーションについては中国のような専制国家を除いては国家の介入が最低限の民間企業、自由市場で行われるものが政府主導の技術開発に先んじているのが実情である。従来は、技術およびイノベーションが国家の富の源泉と理解されていたが、それらが国家に属さない場合はどのような権力となっていくのであろうか。今後の研究の課題としたい。

日本への政策的含意としては、連携、情報共有の重要性を指摘したい。より厳格な投資規制制度を実施しつつある米国を横目に見つつ、中国の対米投資が減る中、中国がこれまで同様海外投資を積極的に行うのであれば、チャイナマネーは欧州や日本に向かうであろう。その際、日本はどの程度厳密な審査を行うのか。行わないのであればどの程度の「技術流出・流入」であれば許容可能なのか、広く議論が求められる。また技術の面に限らず、権威主義的な中国との経済関係によって得られる利益と、人権や民主主義といった普遍的な価値の擁護とのバランスをどうとればよいのかという難しい論点にも目配りが必要である<sup>(63)</sup>。

実務的な面において、投資審査制度については、本稿では紙幅の都合上詳細を議論することがかなわなかったが、英仏独の取り組みに注目し、連携を進めるべきであろう。技術流出の可能性の審査については、英国の華為技術対策が比較的うまく機能しているのは情報機関の存在が大きいことから、2019 年 1 月に発表された米国、英国、オーストラリア、カナダ、ニュージーランド (NZ) で機密情報を共有する 5 カ国の枠組み「ファイブ・アイズ (Five Eyes)」に日本が積極連携するという取り組みは歓迎すべきである。華為製品の第 5 世代

(5G) 移動通信システムへのネットワークへの採用についても、無条件で米国に追随するのではなく、国際連携のもと日本の事情に合った形で主体的に運用できる可能性を模索すべきであろう。また中国企業に関するインテリジェンスは、欧州企業よりも中国進出の歴史が長い日本企業の方が多く所持している<sup>(64)</sup>。この点は日本が情報共有の面で貢献できる部分であると考えられる。

註

- (1) 米国での中国政府による諜報活動に利用されているとされる。
- (2) World Economic Forum, *Global Competitiveness Index 2017-2018: Introduction* (World Economic Forum, n.d.) <http://reports.weforum.org/global-competitiveness-index-2017-2018/introduction/>.
- (3) Robert O'Brien & Marc Williams, *Global Political Economy 5th Edition* (London: Palgrave Macmillan, 2016).
- (4) Nathan M. Jensen, "Political risk, democratic institutions, and foreign direct investment", *The Journal of Politics* (2008), Issue 70, pp.1040-52.
- (5) UNCTAD, *International Investment Agreements Navigator* (29 December 2018), <https://investmentpolicyhub.unctad.org/IIA>
- (6) Jonathan Bonnitcha, Lange N. Poulsen & Michael Waibel, *The Political Economy of the Investment Treaty Regime* (Oxford University Press, 2017).
- (7) ニッセイアセットマネジメント「金融市場 NOW: 日本の稼ぎ頭 貿易収から所得収支へ」『ニッセイ マーケットレポート』(2017年5月24日)。
- (8) John H. Dunning & Sarianna M. Lundan, *Multinational Enterprises and the Global Economy 2nd Edition* (Cheltenham: Edward Elgar, 2008).
- (9) 琴坂将広「多国籍企業の経営戦略: 国境を超越する経営に、どう戦略的に取り組むか | 経営戦略を読み解く〜実務と理論の狭間から〜」『DIAMOND ハーバード・ビジネス・レビュー』(2017年9月15日) <http://www.dhbr.net/articles/-/5013>
- (10) John H. Dunning, "Institutional reform, foreign direct investment, and European transition economies" In Robert Grosse ed, *International Business and Government Relations in the 21st Century* (Cambridge University Press, 2005), pp. 49-78.
- (11) Chiara Franco, Francesco Rentocchini & Giuseppe Marzetti *Why do firms invest abroad? An analysis of the motives underlying Foreign Direct Investment* (13 October 2018) [https://papers.ssrn.com/sol3/papers.cfm?abstract\\_id=1283573](https://papers.ssrn.com/sol3/papers.cfm?abstract_id=1283573).
- (12) 王朱益「中国多国籍企業の海外進出に関する一考察——ハイアール・グループを事例に——」『経営学研究論集』第46号(2017年2月) 151~168頁。
- (13) Marc J. Melitz, "The impact of trade on intra-industry reallocations and aggregate industry productivity", *Econometrica* (2003), Issue 71, pp.1695-725. Elhanan Helpman, Marc Melitz & Stephen Yeaple, "Export versus FDI with heterogeneous firms", *The American Economic Review* (2004), Issue 94, pp.300-16.
- (14) Venkataraman N. Balasubramanyam, Mohammed Salisu & David Sapford, "Foreign direct investment and growth in EP and IS countries", *The Economic Journal* (1996), Issue 106, pp.92-105.
- (15) Eduardo Borensztein, José De Gregorio & Jong-Wha Lee, "How does foreign direct investment affect economic growth?", *Journal of International Economics* (1998), Issue 45, pp.115-35.
- (16) Laura Alfaro and Andrew Charlton, "Growth and the quality of foreign direct investment: Is all FDI equal?" in Joseph Stiglitz and Justin Lin Yifu (eds.), *The*

- Industrial Policy Evolution I: The Role of Government Beyond Ideology* (London, New York: Palgrave Macmillan, 2013).
- (17) Christopher Alessi & Beina Xu, *CFR Backgrounders: China In Africa* (New York: Council on Foreign Relations, 2015).
- (18) Raymond Vernon, *Sovereignty at Bay: The Multinational Spread of US Enterprises* (New York: Basic Books, 1971). Raymond Vernon, *Storm over the Multinationals: The Real Issues* (Harvard University Press, 1977).
- (19) Lorraine Eden, Stephanie Lenway & Douglas Schuler, “From the obsolescing bargain to the political bargaining model” In Robert Grosse ed, *International Business and Government Relations in the 21st Century* (Cambridge University Press, 2005), pp. 251-272.
- (20) 田中明彦・中西寛編『新・国際政治経済の基礎知識 (新版)』(有斐閣、2015年) 160頁。
- (21) Alberto Alesina & David Dollar, “Who gives foreign aid to whom and why?” *Journal of Economic Growth*, Issue 5 (March 2000), pp.33, 63.
- (22) 田中明彦・中西寛編『新・国際政治経済の基礎知識 (新版)』(有斐閣、2015年) 160頁。
- (23) Deborah Brautigam, *The Dragon's Gift: The Real Story of China in Africa*. (Oxford University Press, 2009).
- (24) Christina Lai, “Acting one way and talking another: China’s coercive economic diplomacy in East Asia and beyond”, *The Pacific Review*, Vol.31, No.2 (March 2018), pp.169-187.
- (25) Sai Krishna-Hensel, “Technology and International Relations’ in *Oxford Research Encyclopedia of International Studies* (Oxford University Press, 2017).
- (26) Robert W. Cox, “Social Forces, States and World Orders: Beyond International Relations Theory”, *Millennium: Journal of International Studies*, (June 1981) 10(2), pp. 126-155.
- (27) Hans Morgenthau, Kenneth W. Thompson & David Clinton, *Politics Among Nations*. (New York: McGraw-Hill Education, 2005).
- (28) Sai Krishna-Hensel, “Technology and International Relations’ in *Oxford Research Encyclopedia of International Studies* (Oxford University Press, 2017).
- (29) 現代では産業の国際的地位上昇をつうじて覇権を握るための手立てとする試みもみられる。例えばブッシュ政権下の米国の軍事・戦争による覇権掌握と技術の関係については Jerry Harris, “Dreams of Global Hegemony and the Technology of War”, *Race & Class*, Vol.45, Issue 2 (2003), pp.54-67. に詳しい。
- (30) Harold Sprout & Margaret Sprout, *Foundations of International Politics* (Princeton: Van Nostrand, 1962).
- (31) Robert Gilpin, *War and Change in World Politics* (Cambridge University Press, 1981).
- (32) 外務省『EUの経済政策』(2011年5月)。 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/eu/pdfs/index-keizai.pdf>。
- (33) European Commission, *Foreign Direct Investment - an EU Screening Framework*. (Brussels: European Commission, 2017).
- (34) European Commission (b). *Investment - Trade - European Commission* (European Commission, 14 September 2017), <http://ec.europa.eu/trade/policy/accessing-market/s/investment/>.
- (35) 同上。
- (36) 同上。
- (37) 高屋定美「欧州金融・経済危機とEU経済ガバナンス：新たなガバナンスの提案」『日本EU学会年報』第32号(2012年)92～114頁。
- (38) 益村真知子・川口雅正「欧州経済危機のユーロ圏と非ユーロ圏への影響」『九州産業大

- 学産業経営研究所報』(2015年)73～102頁。
- (39) 同上。
- (40) 同上。
- (41) European Commission, *China - Trade* (European Commission, 16 April 2018), <http://ec.europa.eu/trade/policy/countries-and-regions/countries/china/>.
- (42) Yang Jiang, Aki Tonami & Adam Møe Fejerskov, *China's Overseas Investment in Critical Infrastructure: Nuclear Power and Telecommunications* (Copenhagen: Danish Institute for International Studies, 2016).
- (43) Huawei, "About Us" <http://huawei.com/uk/about-huawei/huawei-uk/index.htm>. Accessed: 1 October 2017.
- (44) Intelligence and Security Committee, *Foreign involvement in the Critical National Infrastructure: The implications for national security* (London: UK Stationary Office Limited, 2013).
- (45) Lexology, *New UK foreign investment screening rules come into force - Lexology* (12 February 2019) <https://www.lexology.com/library/detail.aspx?g=9e1b8e2a-55c0-4d00-8f8f-ec579feacbe3>.
- (46) Yang Jiang, Aki Tonami & Adam Møe Fejerskov, *China's Overseas Investment in Critical Infrastructure: Nuclear Power and Telecommunications* (Copenhagen: Danish Institute for International Studies, 2016).
- (47) Thilo Hanemann & Mikko Houtari, *MERICs Papers on China: Record Flows and Glowing Imbalances Chinese Investment in Europe in 2016* (Berlin: MERICs, 2017).
- (48) Maria Sheahan, *FChina's Fujian drops Aixtron bid after Obama blocks deal* (December 8 2016), <https://www.reuters.com/article/us-aixtron-m-a-fujian/chinas-fujian-drops-aixtron-bid-after-obama-blocks-deal-idUSKBN13X16H>.
- (49) Angela Stanzel, *Germany's turnabout on Chinese takeovers*, (European Council on Foreign Relations, 2017).
- (50) 同上。
- (51) Dragan Pavličević, "China Threat' and 'China Opportunity': Politics of Dreams and Fears in China-Central and Eastern European Relations", *Journal of Contemporary China*, Vol.27, Issue 113 (2018), pp.688-702.
- (52) Angela Stanzel, *Germany's turnabout on Chinese takeovers*, (European Council on Foreign Relations, 2017).
- (53) François Godement & Abigaël Vasselier, *China at the Gates: A new power audit of EU-China Relations* (London: European Council on Foreign Relations, 2017).
- (54) 同上。
- (55) European Commission, "Commission welcomes progress in approval of the foreign investment screening framework" (11 December 2018). <http://trade.ec.europa.eu/doclib/press/index.cfm?id=1953>.
- (56) 技術流入問題が取り上げられた背景には欧州の通信インフラや発電所など重要インフラ業界に中国企業が参入したことがある。Jiang, Tonami & Fejerskov (2016) 参照。
- (57) Reuters, *France, Germany, Italy urge rethink of foreign investment in EU* (February 12 2019), <https://www.reuters.com/article/uk-eu-trade-france/france-germany-italy-urge-rethink-of-foreign-investment-in-eu-idUKKBN15T1ND?il=0>.
- (58) Committee on International Trade, *Provisional Agreement Resulting from Interinstitutional Negotiations* (European Parliament 2014-2019, 6 December 2018).
- (59) リスボン条約で「基本条約に規定のない、EUに授与されていない権限は加盟国に留まる」とされており、国家安全保障は各加盟国の責任分野とみなされる。
- (60) European Parliament, "EU-China Comprehensive Agreement on Investment" in *Legislative Train Schedule* (20 January 2019) <http://www.europarl.europa.eu/legislative-train/theme-a-balanced-and-progressive-trade-policy-to-harness-globalisation>

- n/file-eu-china-investment-agreement.
- (61) Alex Chan, “Italy to further cooperate with China on Belt & Road” (30 September 2018), <http://en.people.cn/n3/2018/0930/c90000-9505392.html>.
  - (62) Thomas Kruessmann, “A missed opportunity: Assessing the EU’s strategy for Europe-Asia connectivity” in LSE EUROPP: European Politics and Policy (London: LSE, 1 October 2018) <https://blogs.lse.ac.uk/europpblog/2018/10/01/a-missed-opportunity-assessing-the-eus-strategy-for-europe-asia-connectivity/>.
  - (63) 梶谷懐『中国経済講義—統計の信頼性から成長のゆくえまで—』（中央公論新社、2018年）250頁。
  - (64) 松原邦久『チャイナハラスメント—中国にむしられる日本企業』（新潮社、2015年）。

筑波大学ビジネスサイエンス系 准教授